

社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー 臨時職員に関する規程

(昭和 57 年規程第 2 号) (改正 平成 8 年規程第 1 号)

(改正 平成 11 年規程第 1 号) (改正 平成 13 年規程第 1 号)

(改正 平成 17 年規程第 1 号) (改正 平成 21 年規程第 7 号)

(改正 平成 22 年規程第 1 号) (改正 平成 24 年規程第 3 号)

(改正 平成 26 年規程第 2 号) (改正 平成 27 年規程第 1 号)

(改正 平成 28 年規程第 3 号) (改正 平成 29 年規程第 2 号)

(改正 平成 30 年規程第 1 号) (改正 平成 31 年規程第 1 号)

(改正 令和 4 年規程第 3 号) (改正 令和 5 年規程第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー就業規則第 3 条第 2 項の規定により 1 年以内の期間を定めて雇用された臨時職員に関する事項を定めるものとする。

(臨時職員の定義)

第 2 条 この規程で臨時職員とは、常態として 1 日の労働時間が 8 時間の者をいう。

(任命)

第 3 条 臨時職員の任命は施設長がこれを行う。

2 任命はすべて雇用通知書を交付して行う。

(雇用期間)

第 4 条 雇用期間は施設長が必要と認める期間（1 年以内）とする。ただし、必要により再び雇用することができる。

(給料・賃金)

第 5 条 臨時職員の給料は月額とし、その額は理事長が定める。ただし、産前産後、育児休業及び介護休業の代替臨時職員についての賃金は、日額賃金又はこれによりがたい場合は時間給とし、その額は施設長が定める。

(手当)

第 6 条 臨時職員には賃金のほか次の手当を支給することができる。

- (1) 通勤手当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 夜勤手当
- (4) 宿日直手当
- (5) 資格手当
- (6) 処遇改善手当

(期末手当)

第 6 条の 2 期末手当は、6 月 1 日、12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する臨時職員に次の基準により支給する。ただし、支給割合については、職員給与規則の定めるところによる。

支給日（職員と同じとする。） 6月15日 給料月額×0.75
(日勤だけの臨時支援員は0.45)
12月15日 給料月額×0.75
(日勤だけの臨時支援員は0.45)

（処遇改善手当）

第6条の3 厚生労働省が創設した福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を原資として次の基準により処遇改善手当を支給する。

処遇改善手当 月額10,000円

（勤務時間等）

第7条 臨時職員の勤務時間等は社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニー就業規則の定めるところによる。

（旅費）

第8条 臨時職員の旅費については職員の旅費に関する規則の定めるところによる。

（登用）

第9条 臨時職員で雇用期間が3年以上あり、正規職員への転換を希望する者は、就業規則第4条に規定する選考試験により登用することができるものとする。ただし、登用による選考試験の方法及び時期については、理事長が決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

